

令和3年第19回臨時会

## 江東区教育委員会会議録

令和3年11月24日（水）

江東区教育委員会

# 令和3年第19回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 令和3年11月24日（水）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和3年11月24日（水）午前11時37分
- 3 開 会 場 所 江東区文化センター（第6・7会議室）
- 4 出 席 委 員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、  
眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出 席 職 員 杉村教育委員会事務局次長、  
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、  
大町学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、  
守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、  
棚瀬江東図書館長
- 6 議 題  
日程第1 議案第27号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 報告事項
  - （1）令和4年度新1・7年生の学校選択一次結果について
  - （2）令和4年度区立幼稚園園児募集の応募状況及び募集後の対応について
  - （3）令和4年度幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程について
  - （4）令和3年度こうとう学びスタンダード定着度調査結果報告書について
  - （5）令和2年度児童生徒の不登校、いじめの状況について
  - （6）令和4年度江東きッズクラブ事業運営委託事業者の選定結果について
  - （7）令和4年度江東きッズクラブB登録児童募集について
  - （8）令和3年度江東きッズクラブ保護者アンケート実施結果について
  - （9）第三次江東区こども読書活動推進計画（素案）について
- 8 協議事項
  - （1）令和4年度学校用務業務の委託実施校について

## 9 審議概要

本 多 教 育 長 それでは、ただいまより、令和3年第19回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。進藤委員、眞貝委員にお

願いたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第27号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第27号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出する。令和3年11月24日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

池田庶務課長 それでは、本件、条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料1を御覧ください。特別区職員の給与に関する特別区の人事委員会勧告につきましては、前回12日開催の本教育委員会において、その概要をあらかじめ御説明したところですが、このたび11月18日、特別区職員労働組合連合会などその内容について妥結して給与を改定するということになりましたので、当該内容を定める条例に関してその一部を改正するということでございます。

では、改めて内容を御説明いたします。

初めに、改正の趣旨でございます。今申し上げましたように、特別区人事委員会の勧告などに基づいて、一般職員及び管理職員の期末手当の支給月数を改正するものです。

次に、改正の内容になります。

まず第一条による改正です。こちらは令和3年度分の期末手当に関して、一般職員及び管理職員に対して令和4年3月に支給する期末手当を0.1月分とし、また、再任用職員も同様に支給する期末手当を0.05月分といたします。

なお、この第一条による改正の施行日は、この条例の公布の日といたします。

次に、第二条による改正です。来年度の令和4年4月以降に支給する期末手当に関して定めるもので、一般職員の3月に支給する期末手当を0.25月分、6月支給分は1.05月分、12月支給分を1.1月分といたします。また、管理職については、3月支給分を0.25月分、6月支給分は0.85月分、12月支給分を0.9月分といたします。

また、再任用職員につきまして、一般職員は3月支給分を0.1月分、6月支給分については0.6月分、12月支給分を0.65月分といたします。管理職については3月の支給分を0.1月分、6月支給分は0.5月分、12月支給分を0.55月分として、施行日を令和4年4月1日といたします。

最後に御参考となりますが、第一条、第二条ともに年間として換算いたしますと、勤勉手当を含めた支給月数は、正規職員は現行が4.6月分でしたけれども、今回の改正によって4.45月分の0.15月分の減となります。

次のページには条例の新旧対照表を添付してございますので、後ほど御参照ください。

私の説明は以上になります。

委員各位におかれましては、御審議の上、御決定いただきますよう、お願い申し上げます。

本 多 教 育 長      本案について質疑を願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長      では、お諮りいたします。

日程第1について原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長      御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項1    令和4年度新1・7年生の学校選択一次結果についてを事務局より説明願います。

大 町 学 務 課 長      それでは、資料2をお願いいたします。11月5日に選択希望票の受付を終了いたしました令和4年度新1・7年生の学校選択一次結果について御報告を申し上げます。

資料1ページ目には結果表の見方などが詳細に記されておりますが、本日は、まず2ページの学校選択一次結果イメージ図を用いまして、受入可能人数の考え方を御説明したいと思います。

図の一番上に基準人数（F）と矢印が表示されておりますが、これはさきの本委員会に報告いたしました各学校の基準学級数に基づく受入人数の上限となっております。その下に通学区域内対象者とありますが、この対象者はそのまま通学区域内の指定校に入学する予定の（A）の方と他の学校を希望している（B）の方とに分かれます。

そのため、学校選択受入可能人数（G）は（B）の他校選択希望者がどれだけ希望校に入学できるかによって変動いたします。（B）の方が全員他校に入学した場合は、その分受入枠が拡大いたしますので、左側の最多受入可能人数、逆に、仮に（B）の方が全員他の学校に入学できなかった場合は、右側の最少受入可能人数となります。この二つの点線の矢印の幅が受入可能人数の範囲ということになっております。

今回の一次結果ではこうした受入可能人数を含め発表しておりますが、実際の（A）や（B）の方々の中には後日私立学校への入学や区外への

転出等により辞退される方、反対に区外から転入されてくる方もおりますので、今後変動していく数値であるということを御留意いただきたいと思います。

それでは、一次結果の状況について表を御覧いただきながら御説明させていただきます。

3 ページと 4 ページが小学校と義務教育学校前期課程、5 ページが中学校と義務教育学校後期課程の結果表ですが、本日は 3 ページの上から 2 番目の深川小学校を具体的に例に取って御説明させていただきます。

なお、表の各列に記載されておりますアルファベットは、今御覧いただいたイメージ図のものと一致しております。

初めに、A の欄の通学区域内入学予定者数は、学区域内に居住されている方の中でそのまま指定校に入学する予定の方で、深川小学校は 55 名となっております。なお、この中には上のお子さんが在籍しているなど無抽選で希望校に入学できる方もあらかじめ含まれております。

次に、B の欄は他校選択希望者で、深川小の通学区域内で同校以外の学校を選択希望している方が 5 名いることを示しております。この方々は選択希望した学校に入学できなかった場合は指定校である深川小に通うことになります。

そして、次の C の欄ですが、これは通学区域外から深川小を希望した人数となっております、2 名いることを示しております。

これらの結果を受け、D 欄には A から C までの合計、現時点で深川小に入学する可能性がある人数を 62 名と計上しております。

隣の E 欄はあらかじめ定めた基準学級数で 2 クラス、F 欄が基準人数で、通学区域内からの入学者も合わせた受入人数の上限となります。小学校 1 年生については 35 人学級となりますが、その 1 割相当の 3 名を転入の受入分として差し引き、32 名を 1 クラスとして計上しております。深川小の場合 32 名掛ける 2 クラスで 64 名となっております。

そして、一番右の G の欄が現時点での通学区域外からの受入可能人数でございます、これは先ほどのイメージ図で御説明した最多受入人数と最少受入人数の範囲となります。深川小は 4 名から 9 名となっておりますが、最多の 9 名は F の 64 名から A の 55 名を引いた数字、最少の 4 名はそこからさらに B の 5 名を引いた数字となります。

なお、深川小においてはこの最少受入可能人数 4 名よりも C の入学希望者数 2 名が下回っておりまして、こうした学校については一次結果公表の後の希望校の変更期間に変更がなければ、11 月 26 日の二次結果公表時に無抽選で全員が当選となります。深川小を含めこれらの学校には C の人数の横にアスタリスクを表示しております。

また、11 番の扇橋小など、最多受入人数も最少受入人数もゼロになっている学校がありますが、こちらについては現時点の集計では受入れができないことを表しておりますが、例年の状況から、実際には A など

の中から私立学校等への入学による辞退が生じてくるため、最終的には何名かの受入れは可能になるであろうと予測しております。

また、1番の明治小をはじめFとGの欄にバーが付されている学校がありますが、これらの学校については区域内児童の増加による収容対策のため、上のお子さんが在籍しているなどの特例を除いては通学区域外からの受入れを行わない学校となっております。

今後のスケジュールでございますが、12月7日に小学校、8日に中学校の公開抽せんを実施し、当選者と補欠者を決定いたします。その後、補欠者については順次受入枠が発生次第、繰上げ当選とし、小学校では1月20日、中学校では2月18日に最終的な繰上げ結果を公表いたします。

学校選択一次結果についての御報告は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について、質疑願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長      では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 令和4年度区立幼稚園園児募集の応募状況及び募集後の対応についてを説明願います。

大 町 学 務 課 長      恐れ入りますが、資料3を御覧願います。

令和4年度の区立幼稚園の新入園児募集は、本年度末で閉園を予定しております、もみじ幼稚園と小名木川幼稚園を除く18園で行いました。

申込最終日となります11月5日現在、まず上段から中段にかけての4歳児の応募数は、合計欄のとおり211名で、昨年度に比べ117名の減となりました。

また、備考欄に記載しておりますが、上から3番目の川南幼稚園につきましては、応募数が2名となりまして、5人に満たなかったため、学級編制を行わず、当該の保護者の方々には他の園を選択していただくことといたしました。十分な集団活動が行えないことから、応募人数が5人に満たない場合には学級編制を行わないことにつきましては園児募集案内においてあらかじめ周知していたところでございます。

続きまして、下段の3歳児につきましては、南陽幼稚園、豊洲幼稚園ともに定員を上回りまして、合わせて166名の応募がございましたが、昨年度との比較では23名の減となっております。こちら3歳児2園の抽せんにつきましては11月16日に文化センターで行いまして、当選者と補欠者を決定したところです。

また、4歳児につきましては全ての園で空きがございますので、11月29日から追加募集を行う予定でございます。

園児募集についての説明は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について、質疑願います。

鈴 木 委 員      一ついいでしょうか。

南陽幼稚園なんですけれども、これは2クラスあって70人の定員で、3歳児の持ち上がりが60人いるから、10名の募集ということで考えてよろしいでしょうか。

大 町 学 務 課 長      委員お尋ねのとおりで、南陽幼稚園につきましては3歳児保育を実施しているため、3歳児の定員が60名、4歳児になりますと定員が70名になりますので、その差の10名の募集を4歳児では実施しているところです。

本 多 教 育 長      よろしいでしょうか。

鈴 木 委 員      はい。

本 多 教 育 長      豊洲幼稚園も同じですね。  
ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長      では、本報告を終了いたします。  
続いて、報告事項3 令和4年度幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程についてを説明願います。

飯 塚 指 導 室 長      それでは、令和4年度幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程について御報告いたします。資料4を御覧ください。

幼稚園・小学校・中学校及び義務教育学校の学期及び休業日につきましては、江東区立学校の管理運営に関する規則第3条及び第3条の2に定められております。入学や卒業式の日程については例年規則及び年間の暦を踏まえて決定しております。

令和4年度の日程につきましては資料のとおりとし、この日程に基づき幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の令和4年度の教育課程を編成いたします。

なお、義務教育学校は9年間の一貫教育を行う一つの学校ですので、入学式は前期課程の1年生、卒業式は後期課程の9年生となりますが、前期課程の修了を一つの区切りと考え、6年生では前期課程修了式を、7年生では後期課程認証式として卒業式・入学式に準じた儀式的行事を実施いたします。6年生の前期課程修了式は小学校の卒業式の早い日程と同日に、7年生の後期課程認証式は中学校の入学と同日に実施する予定としております。

本日程により教育日数、授業日数の確保はできております。

また、日程決定につきましては事前に校長会・園長会とも確認しております。

報告は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について、質疑願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長      では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項４ 令和３年度こうとう学びスタンダード定着度調査結果報告書についてを説明願います。

飯 塚 指 導 室 長      それでは、令和３年度こうとう学びスタンダード定着度調査結果報告書について御報告いたします。資料５及び参考１となっております報告書の冊子を使って御説明いたします。

まず資料５を御覧ください。

「１ 調査の概要」について御説明いたします。調査の目的は、本区独自の取組である「こうとう学びスタンダード」の定着状況を把握し、その結果を基にさらなる授業改善を図ることにあります。

調査は、本区の小学校及び義務教育学校前期課程２年生から中学校及び義務教育学校後期課程の３年生に対して行いました。義務教育学校は９年生です。

昨年、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施することができませんでした。今年度は令和３年４月２１日を基準日として実施し、全学年の前の学年の調査問題を使用して調査を実施しました。

結果については７月中に学校に返し、個人面談等の機会を活用するなどして保護者にお渡ししております。その後、詳細な結果を報告書にまとめました。

それでは、報告書の構成を初めに御説明いたしますので、参考１となっております報告書の冊子を御覧ください。

小学校を例に御説明いたします。

まず小学校及び義務教育学校前期課程の状況についてでございます。資料の表面を御覧ください。恐れ入りますが、７ページを御覧ください。ページの番号が振られていないんですけれども、７番目ですが、このページに小学校のデータの概要をお示ししてあります。

もう１枚おめくりいただき、８ページを御覧ください。定着度調査の平均正答率を平成２９年度から令和３年度までの４か年で比較しております。右側の水色の棒グラフが今年度の結果となります。今回は前の学年の内容で調査し、例年とは違う実施時期で行っておりますので、単純に比較はできませんが、全ての学年、教科において前年度を上回る結果となっております。

次の９ページから２８ページまではこどもたちへのアンケート結果の



報告となっております。

12ページを御覧ください。スタンダードの姿勢についてです。ほかの項目では80%以上の児童が「よくできる」、「できる」と回答している中、姿勢については2年生を除く全ての学年で80%を下回っております。しかしながら、肯定的に回答する児童の割合が増えており、少しずつ成果が見られております。

30ページからは学年ごとのデータとなっております。

では、6年生を例に御説明いたしますので、66ページを御覧ください。ここにはまず6年生の国語の定着度調査の結果がグラフで示してあります。スタンダードは100%の定着を目指しておりますので、正答率が多い右の柱のグラフの人数を増やすことが目標となっております。学校においては正答数の少ない左側にいるこどもたちに対して個別指導や放課後学習教室等を効果的に活用して指導を充実させていくことが必要になります。

その下にある表は国語の正答率と各アンケートとのクロス集計の結果となっております。

67ページの右下、結果の概要にはクロス集計の傾向が示してあります。2つ目の丸になりますが、学び方アンケートの各項目に「よくできる」と答えた児童の正答率は、「できない」と答えた児童の正答率よりも項目により6.4から20.6ポイントも高くなっており、着席や挨拶では15ポイント以上の差が見られます。

次に72ページを御覧ください。このグラフは同一集団の回答状況比較となっております。6年生の児童が4年生だったときにはどのような回答をしていたのかが分かり、同じ集団の変化の状況を見ることができます。

それでは、資料5にお戻りください。結果の概要について御報告いたします。

まず小学校です。「スタンダード定着度 区平均」は、実施時期が異なるため、単純な経年比較はできないものの、国語、算数、英語とともに全ての学年で80%を超えております。中でも、国語2年・3年、算数2年・4年、英語5・6年では90%を超えております。

「英語スタンダード」は学年が上がるごとに正答率も上昇しております。特に「英語活動の時間は楽しいですか」という質問項目について肯定的な回答は79.3%でありました。

次に中学校です。区平均は、こちらも小学校同様実施時期は異なるため、単純な比較はできないものの、国語、英語は全ての学年で80%を超えております。数学の正答率は77%から79%となっております。

「英語スタンダード」ではアンケートの「相手が英語で話していることをよく聞いていますか」という項目に「よく聞いている」「よく伝えている」と肯定的に回答した生徒の正答率は、否定的に回答した生徒の

正答率よりも10.5から37.8ポイント高くなっております。

下段にあります「3 定着度調査結果を生かした今後の改善」ですが、一人一人の定着状況を基に指導方法の工夫改善と人的支援の有効活用を図ってまいります。また、主体的な学びのさらなる充実につきましては、学習指導要領の趣旨を生かした授業改善を推進するため、研修会等の充実を図ってまいります。

報告は以上でございます。よろしくお願いします。

本 多 教 育 長      それでは、本件について、質疑願います。

既に一度概要版が報告されていることでありますけれども、何かございますか。

先ほど室長から報告があったように、コロナ禍でということで実施時期が違うというところがまず一つ挙げられていて、直接的な比較ができないと報告がありましたけれども、逆に考えると、確実に定着度を上げたいところなんです。そういった部分では、上がっていたということについては成果があっただろうと思います。逆にこれが下がっているようであれば、取組についてかなり見直しをしていかなければいけないところかなと思いますけれども、スタンダード強化講師を使いながら丁寧に指導していったことが成果につながってきていると捉えられることが一つ。

それから、前回も少しお話をさせていただいたところでありますが、すごく細かく見ていかなければいけないなと思っているのは、中学校1年生、7年生の結果なんです。これが全体としてはほとんど80%を超えているところがありますけれども、やはり4月に入って入学直後に実施している調査であるということ。これまでは中1の子たちについては10月、秋の頃にやっていたので、半年ぐらい中学校としての学びの習慣がついていたというところもあるのか、7年生、中1の結果を見ると、国語と数学についてはやや下がっているという状況がございます。

しかしながら、英語についてはかなり上がっているんです。ここがしっかり分析するべきところで、小学校での教科化、小学校での英語の定着がしっかり図られてきているところがここに影響として出ている。

国語と数学については微減になっているというところもしっかりと見ながら、我々は小学校と中学校の円滑な接続、そういったところの連携も含めてしっかりと取組を進めていくべきだろうと思っておりますし、細かなデータが出ていますので、これを基に各学校でさらに個別に分析してもらって、各学校の、そして、一人一人の課題に応じた指導を適切に進めていきたいと思っておりますので、また今後の状況については教育委員会の中で報告ができればいいかなと思っております。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 令和2年度児童生徒の不登校、いじめの状況に

ついてを説明願います。

飯塚指導室長     それでは、令和2年度児童生徒の不登校、いじめの状況について御報告いたします。恐れ入ります、資料6を御覧ください。

不登校及びいじめへの取組の充実は本区の喫緊の課題であります。本調査は各学校の前年度の不登校、いじめ等の状況について調査しているものであり、本日お示しいたします結果も昨年度のデータとなります。

まず不登校の状況です。

(1) 不登校の定義についてですが、昨年度1年間に30日以上欠席した長期欠席児童・生徒のうち、何らかの要因・背景により登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあることを不登校としており、病気等を理由とする長期欠席児童・生徒は除いております。年間30日の欠席を基準としておりますので、ほとんど学校には来ているが、結果として30日以上欠席した児童・生徒、年度の前半は30日以上欠席が続いたものの、年度の後半は学校復帰を果たした児童・生徒、また、ほとんど学校に来ることができていない児童・生徒等、不登校児童・生徒といっても状況は様々でございます。

(2) 調査結果の概要についてです。不登校児童・生徒数は、小学校及び義務教育学校前期課程は231人、前年度は217人でしたので、14人の増加となっております。平成30年度は172人でしたので、ここ2年間で59人増加しております。出現率は0.92%で、前年度は0.88%でしたので、0.04ポイントの増加となっております。

中学校及び義務教育学校後期課程は399人、昨年度の351人より48人の増となっております。平成30年度は327人でしたので、ここ2年で72人増加しております。出現率は4.96%、前年度4.38%から0.58ポイントの増となっております。

小学校、中学校ともに出現率は平成21年度以降最も高い数値となっております。

学校復帰率ですが、小学校、義務教育学校前期課程では27%、中学校、義務教育学校後期課程では12%となっております。

次に不登校の要因ですが、小学校、義務教育学校前期課程、中学校義務教育学校後期課程ともに「無気力・不安」が最も多く、次いで「親子の関わり方」となっております。要因については複合的な場合も多く、不登校の児童・生徒が抱えている問題の複雑化・困難化の傾向があると捉えております。

(3) これまでの取組についてです。平成31年3月に「江東区不登校総合対策(第2次)」を策定し、学校と教育委員会が連携して様々な不登校対策を講じております。本総合対策は学校における不登校への支援を「未然防止」「早期支援」「学校復帰・自立支援」の三つの段階で示しております。

具体的な取組としては、まず児童・生徒の相談等に対応するため、区費のスクールカウンセラーを全校に配置しております。

また、不登校児童・生徒がさらに増えてきている現状を受け、各校の不登校対策担当者を対象にした連絡会をさらに充実させ、不登校の未然防止、早期対応に力を入れております。

さらに不登校調査を本区独自で毎月実施し、不登校傾向の児童・生徒への早期対応、各学校の効果的な対応事例の共有にも取り組んでおり、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用した関係機関との連携及び長期欠席児童生徒対応の充実を図っております。

ブリッジスクールについてですが、従前からありました教育センター教室、東大島教室に次ぐ三つ目の教室として、中学生を対象とした南砂教室を令和2年度に開設しました。

また、今年度から通室している児童・生徒を対象に学習支援アプリを導入するとともに、区費のスクールカウンセラーを3名配置し、こどもたちや保護者の方の教育相談体制を強化しております。

なお、昨年度のブリッジスクールの在籍児童・生徒数については、資料掲載のとおり、全体で138名在籍でした。前年度よりは16名増で、年々在籍児童・生徒は増加傾向にあります。中学校3年生在籍45名のうち上級学校への進学は42名、就職が2名、進学準備が1名でありました。

(4) 今後の対応についてです。不登校のこどもたちへの多様な学びの場の提供等について規定した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法が平成28年に公布され、平成29年2月に完全施行となりました。また、令和元年10月には文部科学省より不登校児童・生徒への支援の在り方についての通知が出されております。それらでは、不登校は問題行動ではないこと、不登校の児童・生徒が学校を休むことの必要性、不登校児童・生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があること等についても示されております。これらも踏まえた対応をさらに進めてまいります。

不登校については、させない、学校復帰と不登校という状態に視点が行きがちですが、こどもたちが人間関係を構築する力、混乱を乗り越える力等を身につけることが重要であり、そのためには学校がこどもたちにとって行きたい場所となることが重要です。各学校には不登校対策で重要なのは、学校が本来あるべきこどもたちが行きたくなる場所であり、そのための魅力ある学校づくりに努めるよう、今後もさらに働きかけてまいります。

次にいじめの状況についてです。恐れ入ります、資料の裏面を御覧ください。

まず、いじめの定義についてですが、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。起こった場所は学校の内外を問わない」となっております。

この定義を確実に捉えると、その子のためを思って好意で行ったことも受けたこどもが心理的に苦痛を感じれば、いじめとなります。

次に調査結果の概要についてです。いじめの認知件数は、小学校、義務教育学校前期課程では2,782件、中学校、義務教育学校後期課程では291件の計3,073件であり、前年度より644件減少しております。ここ数年で前年度より件数が減少した年は今回が初めてでしたが、これは昨年度新型コロナウイルス感染症拡大に伴う約2か月間の臨時休校等が主な要因であると捉えております。

いじめはどの学校、そして誰にでも起こり得ることであり、小さいいじめも見逃さず、いじめを認知することをちゅうちょしないよう繰り返し学校に呼びかけてきた結果であると捉えており、いじめの定義に基づく学校におけるいじめの認知の精度は着実に上がってきているものと捉えております。

次にいじめを解消しているものの割合について、小学校、義務教育学校前期課程では76.6%、中学校、義務教育学校後期課程では72.9%であります。

いじめの解消につきましては、いじめの被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間継続していることとしております。この相当の期間とは3か月を目安としております。

ですので、いじめの対応に当たっては、仲直りした、謝罪が済んだ、楽しそうに会話する姿が見られるようになったなど、表面的かつ安易な判断によりいじめが解消したことにはなりません。学校としてはこれまで以上にいじめに対する個別の見守りに取り組んでいくことが大切であります。

（3）これまでの取組についてです。本区では平成26年に「江東区いじめ防止基本方針」「健全育成総合対策～いじめの防止に向けて」を策定し、平成30年3月に改定し、様々な対策を講じているところです。

また、本区におきましては年2回、本区の「江東区いじめ問題対策連絡協議会」を、教育長はじめ教育委員会事務局の部課長、学校、警察、人権擁護委員会、青少年委員会等、スクールロイヤー、関係機関の代表の方々に参加いただき開催しております。この会では本区はいじめの状況や各学校での取組を具体的にお話しし、各機関の方々からも御意見をいただきます。

いじめの対応については、学校ごとの「学校いじめ防止基本方針」に

基づく全教職員の確実な対応の徹底をさらに図っていくこと、そして、学校いじめ対策委員会の確実な実施と組織的な対応の充実を進めているところです。

また、各学校でいじめに関する授業を年間3回、いじめに関する教員研修を年間3回実施しており、各校ともいじめ防止に関する年間計画の下、確実に実施することにしております。

さらに、児童・生徒主体のいじめ防止への取組を全校で実施しております。児童会や生徒会が中心となり、各学校工夫を凝らしたいじめ防止への活動に取り組んでおります。

(4) 今後の対応についてです。今後も全ての教職員が「学校いじめ防止基本方針」を正しく理解し、いじめを確実に認知し、専用のシートを活用した「PDCAサイクルによる評価・改善」を行う取組を推進していきます。

また、各校の校内研修や教育委員会主催の教員向けの諸研修会において、東京都教育委員会が発行している「いじめ総合対策(第2次)」という冊子を用い、「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」についての活用をさらに推進してまいります。

また、1人1台の学習者用端末や統合型学習支援サービス等を利用して他者を傷つけたり、いじめとなるような発言を行ったりすることのないよう、人権を尊重した教育活動に努めるため、「SNS東京ノート(令和3年3月)」等を活用し、学習者用端末等のより適切な利用について主体的に考えさせる指導について学校と連携して推進していきたいと考えております。

いじめは未然防止と早期対応が重要ですが、学校がこどもたち、保護者と日頃からの信頼関係を構築していくことも大切です。また、こどもたちにいじめについてしっかりと理解させ、特別活動等におけるこどもたちが主体となる取組の充実をさらに図っていく必要があります。今後も本区におけるいじめに対する取組のさらなる充実を図ってまいります。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長      それでは、大きく不登校といじめの問題とございますけれども、質問願います。いかがでしょうか。

進 藤 委 員      不登校なんですけれども、この数字を見てみると、小学校で14件、中学校で48件増えているということなんです、これはやっぱりコロナに関係があるかと思います。コロナで、こども自身が行きたくないということではなくて、その環境がそうしているという状況もあるかと思うんですが、その辺はどのように捉えていますか。

あともう一点、ブリッジスクールなんです。これはそうだと思うんですけれども、中学2年生頃からぐっと多くなっている。中学2年と3年

がぐっと多くなっているという現象なんですけれども、これは何かブリッジスクールに通うきっかけとか、働きかけはどのように現状はなさっているかお聞きしたいと思います。

飯塚指導室長　まず1点目の不登校の増加のコロナの影響についてですけれども、コロナの感染が不安で登校できない児童・生徒についてはこの欠席数には含まれず、出席停止扱いとなっていますので、直接の不登校の数の影響はありません。

ただ、不登校の要因が「無気力、不安」というところで、例年よりも不安という部分が多くなっているかなと思います。不安もいろいろありますが、やはりコロナの影響があるのではないかと分析しております。

また、ブリッジスクールの生徒数が増えていく傾向については、やはり小学校については学校とのつながりによって不登校を解消していくという取組がなされている部分もありますが、中学校においては小学校から引き続き不登校であるという状況がございますので、学校からブリッジスクールについて紹介し、通室を促すような取組があるために、中2、中3、次への進路も踏まえて通室する生徒が増えている状況にあると考えております。

本多教育長　付け加えるとすると、前回全国学力・学習状況調査の結果を報告させていただいたときに、こどもたちのアンケートの中で「学校に行くことが楽しいと思いますか」という数値が下がっているというお話もさせていただきました。コロナ禍で学校行事がなかなかできないなどにより、学校に今まで行きたかったという気持ちが少し下がっているということは結果としてありますので、コロナで心配で行けませんと明確に言った子以外の子たち、さっき指導室長からありましたけれども、何となく不安でといった、この傾向で欠席になっている子たちの背景にはやはりコロナがあるということについては重く受け止めなければいけないかなと思っていますところがあります。

ただ、それを踏まえて学校は前向きに取り組んでいかなければいけませんので、現状、今緊急事態宣言が解除された中でできることに取り組み始めていますので、そういったところを今後こどもたちの心の面のケアをしっかりとしていきたいと思います。

また、2つ目のブリッジの件は、室長からもありましたけれども、やっぱり進路かなと思っています。当然中3になると進路のことが不安になります。ブリッジスクールでは保護者に対する進路指導もしていますので、そういったところで保護者等と話をしたり、また、その中でこどもたちも明確に希望が出てきます。先ほど室長から報告がありましたが、ブリッジスクール在籍児童・生徒数の中で中3の45名の進路先が明確にされていますけれども、ほとんどの子たちが進路を自分の希望すると

ころに進めているんです。そういったところではこのブリッジスクールに行くことで子どもたちの進路に向けての学習支援もそうですし、進路指導もブリッジスクールでしていますので、そういったところで中3になると意識が変わるということが一つ背景としてはあるかなと思います。ほかいかがでしょうか。

本 田 委 員 いっぱいあります。

まず不登校について質問は四つです。

一つ目は、不登校の定義の部分なんですけれども、この定義は分かるんですが、定義に当てはまる前の不登校傾向率というのは把握しているのかどうかということ。

二つ目は、不登校の要因は、アンケートっぽくなっているんですけれども、これは誰が回答したものなのか。本人なのか、いろんな人の意見が入っているのかということです。

そして、三つ目はブリッジスクールのことなんですけれども、学校からの紹介が多いということを伺ったんですが、保護者から希望するというときのやり方とかどうしたらいいのか、「何かそういうのはあると思うけど」という声をよく聞くので、保護者に対する認知の工夫というのはどの程度されているのか。

それと、ブリッジスクールでのオンライン上での活用、学習というのがありました。ブリッジスクール以外で不登校児童に対するオンラインの授業というのは取組がある、なし、どうなのかという四つです。

以上です。

本 多 教 育 長 よろしいですか。

では、四つお願いします。

飯 塚 指 導 室 長 まず1点目の不登校の定義、30日以前の不登校傾向にある状況についてですけれども、これについても毎月の不登校状況調査で学校としては把握していますので、それに対する対応について組織的に検討し、学校で取り組んでいるところです。

2点目の要因についてですけれども、本人の状況から学校として不登校の要因として考えられるものをカウントしているものであります。

3点目のブリッジスクールについてですけれども、保護者からの希望とかいったものについては、もちろん教育相談等そういったものから学校に上がってくるものもありますし、そういう希望を受けた場合には学校を通してブリッジスクールをご案内するといった流れになっております。

4番目のオンライン活用についてですけれども、ブリッジスクールに通室している児童・生徒につきましてはスタディサブリというアプリを



使っておりますが、それ以外の児童・生徒については、これまでもコロナ不安等で出席できない児童・生徒に対してオンラインで授業の取組を流していますので、それで実際行って、不登校の児童・生徒もなかなかそれに参加するというのは難しいですけれども、参加できた児童・生徒もいるということで報告を受けています。また、ブリッジスクールに通っていない児童・生徒につきましても、ミライシードのソフトを使って取り組める状況にあります。

本 多 教 育 長      よろしいですか。

本 田 委 員      もう少しいいですか。

今のお話の中でなんですけれども、スタディサプリとかミライシードというのはあくまでも自己学習になると思うんですが、コロナで学校に行けない子はオンラインで授業を聞けますということがありましたが、もうオンラインはやめましたという学校もあるみたいなんですけれども、不登校用に残すということはできないということでしょうか。

飯 塚 指 導 室 長      コロナ不安がなくなったので、実際にオンライン授業を配信しませんということは学校から報告を受けておりません。我々としても継続していくということで行っております。ですから、不登校児童・生徒に対しても出席できる場合であれば、出席というか、参加できる状態であれば、希望するのであれば、オンライン授業ができる環境にあると考えております。

ちなみに今現在ですけれども、11月中旬に取った調査、以前コロナ不安で登校を控えているという児童・生徒は600人ぐらいいるという話でしたが、今月の中旬に取った調査では学校全体で20名でしたので、コロナ不安で学校に登校できない児童・生徒がいない学校もあるということになります。

本 多 教 育 長      よろしいでしょうか。

今報告がありましたけれども、不安で休んでいる子は随分減ってきたということで、学校からもそういった報告を受けているところであります。

本田委員がおっしゃられた不登校30日以前、そこがすごく大事で、先ほど室長からも報告がありましたけれども、区独自の調査をしている中では、例えば、13日とか、30日に至らないところで区切りを決めて、こどもたちの状況を確認していますし、連続して休む、もしくは理由が分からないで休んでいるところは確実に連絡を取りましょうという取組は全ての学校へ呼びかけてやっていただいているところなので、そういったところが不登校を未然に防止するということについては大事

になってくると思います。

また、オンラインの話もありましたけれども、大事なのは、つながりをしっかり取るということなんです。つながっていることが大事なので、先ほど室長の報告の中にもありましたが、全ての子たちが当然学校に来てもらいたい思いはすごくありますが、学校復帰のみがゴールではないというところで、でも、つながりは断たないというところをしっかりとこれからも進めていかなければならないと思っております。

ほかいかがでしょうか。

眞 貝 委 員      ブリッジスクール等に関係を持っているこどもたちはいいと思うんですが、全くそうでない、家庭に引き籠っている児童・生徒に対しての手だてはどうお考えなのか。

それから、今後の対応についての4番目で「公民連携の効果的活用」というのを具体的に教えていただきたいと思います。

飯 塚 指 導 室 長      ブリッジスクールに通っていないで、つながりがない児童生徒等についてですけれども、当然学校とは連絡を取り合っていて、その状況とか、学校の学習での様子とかいったものは伝えられていると認識しております。

この結果のところの、先ほど報告もしましたが、ほとんど学校に来ている状況の児童・生徒もこの中に含まれているということで、例えば、小学校でいきますと、大体半数、231名のうち110名は92日未満の欠席になっているんです。年間200日ぐらいありますので、ほぼ半分以上は出席している児童が半数であるということです。ただ、全く出席できない児童、そして、出席が10日未満の児童も大体50名ぐらいいますので、その子との関係機関等々のつながりを持たせるということは大事ではないかなと考えております。

あと、公民の連携についてですけれども、今考えておりますのは、フリースクールとの連携であります。学校に登校することだけをもってその解消を図るのではなくて、他のフリースクールとつながりを持つことによって登校というか、学習の保障等を行っていく、そういった取組を考えております。

本 多 教 育 長      よろしいでしょうか。

今の話にあった、眞貝委員がおっしゃられた、ほとんど登校できていないようなお子さん、そういったところのアプローチがすごく大事で、先ほど報告にもありましたが、スクールソーシャルワーカーがかなりそういったところでは動いてもらっています。実際に登校日数がほとんどゼロというお子さんでもスクールソーシャルワーカーは関わっていられているというケースがたくさんあります。

そういった中でスクールソーシャルワーカーが学校と家庭との橋渡しをしていただきながら、面談に来たりとか、それから、定期検査を受けに来られるようになったりとかいったつながり方を徐々にしていきながら、最終的には進路につなげていくというやり方が今やられています。

教育委員会としては、要因が多様ですので、我々も多様なチャンネルを用意して、そして、多様なアプローチをしていくことが不登校のこどもたちを支えていく部分では大事かと思っています。そういった部分の一つが、先ほど眞貝委員から質問がありました公民連携というところかなと思います。最近日本一の在籍数を誇るというCMをやっているところもございますが、ああいったところが中学生対象のフリースクールを造っていたりとか、様々な機関がありますので、そういったところを実際に我々、指導主事が見学に行かせていただいたり、話をさせていただく中で何か連携ができるものがあるかどうか、そういったところを検討していく、我々も公のことだけではなかなかできないところを民間と連携していくということが今後の在り方としては大事ですし、保護者のニーズに応じていく部分でも大事かなと思っています。そのところは眞貝委員からも御意見いただきましたけれども、しっかりと進めていければかなと思っています。

ほかいかがでしょうか。

本 田 委 員      そこについていいですか。

例の今のお話に上がった学校なんですけれども、沖縄の教育委員会と一緒にネット部活というのを中高一緒にやっていて、当然夕方やるので、不登校の子も学校に行っている子も参加できるというのを実際にやっていました。やっぱりそうやって教育委員会が絡んでくると、それでいいんだとこどもたちも安心するんだろうなと感じた次第です。

本 多 教 育 長      何かオンライン部活でありますか。

守屋教育支援課長      今具体的にオンラインで部活をやるということは検討しているわけではないんですけれども、今の不登校とはちょっと外れるかもしれませんが、実際に先生方と生徒たちが練習等の活動ができない期間、場合によっては学校のオンラインの設備を使ってやり取りをする、ミーティングをするということもやっていましたので、そういったことが今後活用できるかどうかというところは課題になってくるかなと思います。

本 多 教 育 長      ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長      それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6 令和4年度江東きつずクラブ事業運営委託事業者の選定結果についてを説明願います。

河野地域教育課長 資料7をお願いいたします。

まず今回の事業運営委託についてでございますけれども、対象となるクラブにつきましては東川小学校内にある「きつずクラブ東川」となります。区の行財政改革計画に基づきまして民営化に移行するもので、令和4年4月1日から委託開始を予定してございます。

次に2の選定方法でございます。第一次審査で応募がありました11事業者から提出されました企画提案書等に対しまして書類審査を行ってございます。続いて、第二次審査となりますけれども、書類審査を通過した3事業者を対象にしまして、現場視察調査やプレゼンテーションなどを実施しまして、最終的に総合評価点の最上位者を受託者として選定いたしました。

次に3の評価項目でございます。まず第一次の書類審査におきまして、放課後こどもプランに関する考え方や事業計画、指導員の配置や採用計画、1枚おめくりいただきまして、2ページに記載の、障害児等への対応など16の項目について審査を行ってございます。

続く第二次審査におけるプレゼンテーションにつきましては、記載の8項目、さらには現場視察調査として3ページまでに記載の9項目についてそれぞれ審査したものです。

(3)にありますとおり、総合評価点は、第一次審査100点、第二次審査におきましては300点、合計で400点満点としてございます。

4の審査経過については記載のとおりでございます。一昨年まで1月以降の報告としてございましたけれども、昨年と同様、スケジュールを1か月早める形で進めまして、今回御報告することとなったものでございます。

次に5の選考結果です。記載のとおり3事業者いずれも400点満点中、基準と定める6割、240点を超える点を獲得してございますけれども、その中で得点の最上位である株式会社マミー・インターナショナルを今回受託事業者として選定いたしました。

4ページを御覧願います。6の選定理由です。株式会社マミー・インターナショナルにつきましては、本区では現在、学校内14か所のきつずクラブを受託してございまして、安定・確実な事業運営実績は高く評価できるものです。事業に対する考え方であるとか、学校との連携による事業実施に加えまして、職員採用や人材育成のための研修計画等もしっかりと示されてございました。また、現地視察においても標準を上回る評価を得まして最高点を獲得してございます。

7として受託事業者の情報でございますけれども、本社及び東京支社の所在地を記載してございます。

報告は以上です。

本 多 教 育 長      本件について、質疑願います。よろしいでしょうか。  
では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項 7    令和 4 年度江東きつずクラブ B 登録児童募集についてを説明願います。

河野地域教育課長      資料 8 をお願いいたします。令和 4 年度の入会につきまして、例年と同様、既に 1 1 月 1 1 日号の区報において御案内してございますけれども、本日改めましてその概要を御報告させていただきます。

まず 1 の「令和 4 年 4 月 1 日入会に向けた集中募集期間」でございます。令和 3 年 1 2 月 1 日から 1 5 日までの 1 5 日間で行うこととしてございます。

次に 2 の「利用要件」でございますけれども、対象となる児童につきましては記載の 3 点全てを満たすこととなります。1 点目は区内に住所を有すること。2 点目としましては小学校 3 年生以下の児童であること、また、特別支援学級、特別支援教室に在籍する 4 年生から 6 年生までの児童であること。3 点目としまして、保護者の就労などにより放課後、家庭で適切な保護を受けることができない児童となります。

次に 3 の「開設日・開設時間等」でございますけれども、今年度と同様、変更等はございません。小学校内・小学校外クラブともに月曜から金曜は放課後から 1 8 時までとしてございまして、学校休業日につきましては朝 8 時から 1 8 時までとしてございます。また、保護者の就業状況により 1 9 時までの延長利用ができることとしてございます。なお、潮見や塩浜など記載の学校外クラブ 4 施設におきましては、今年度と同様、時間延長を実施することはいたしません。

次に 4 の「費用」についてでございます。こちらもこれまでと同様に変更はございません。利用料は月額 5, 0 0 0 円、1 8 時を超えて利用する場合は月額 1, 0 0 0 円の追加となります。おやつ代、間食費になりますけれども、月額 1, 5 0 0 円。傷害に対する保険料としては年額 5 0 0 円としてございます。なお、これらの経費につきましては、住民税非課税世帯などに対しまして利用料の免除のほか、間食費・保険料の助成も設定してございます。また、きつずクラブを兄弟姉妹等で利用する場合については年長のお子様の利用料を 5 割減額する対応もいたします。

次に 5 の「今後のスケジュール」でございます。募集期間中にいただいた入会申請につきましては、保護者の就労状況など 1 2 月中旬から 2 月にかけて審査しまして、来年 2 月下旬以降、審査結果に基づく利用承認通知書などの発送を行います。その後、各きつずクラブにおきまして入会予定の保護者を対象に入会説明会を開催する予定としてございます。

最後に参考としまして、今回の集中募集以降の第二次、第三次の募集

について日程を記載してございます。

報告は以上になります。

本 多 教 育 長      本件について、質疑願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長      では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項 8    令和 3 年度江東きつずクラブ保護者アンケート  
実施結果についてを説明願います。

河野地域教育課長      資料 9 をお願いいたします。江東きつずクラブにおきましては毎年登録児童の保護者を対象としまして江東きつずクラブに関するアンケート調査を実施してございます。このたび、その調査結果がまとまりましたので、報告するものです。

対象者につきましては学校内・学校外全 6 4 クラブにおける A 登録・B 登録全ての児童の保護者となります。

調査期間については令和 3 年 8 月 1 3 日から 9 月 1 0 日までの期間で実施してございます。

なお、今回からウェブでのアンケートの実施といたしました。

アンケートの配布・回収の状況でございますけれども、6, 5 8 4 通の配布に対しまして 2, 7 2 9 通を回収し、率としては 4 1. 4 % となっております。

次に回答の傾向でございます。

A 登録の結果です。利用頻度につきましては、週 1 回利用が 2 2. 4 % に対しまして週 5 日、つまり毎日利用する児童については 2 4. 8 % でございました。利用時間についてはほとんどの利用者が 1 7 時までで帰宅してございまして、延長利用の児童は 1 割にも満たないところでございます。また、8 割以上の児童がクラブを「楽しい」と回答してございまして、その理由としては「友達と遊べること」が最も多い理由となっております。また、保護者からの自由意見としましては、「活動スペースを拡大してほしい」、「スポット利用料の支払いが不便である」、「おやつ提供、または持参させたい」などの要望があったところです。

続いて B 登録についてでございます。こちらは保護者の就労が要件となっております。週 5 日の利用者が 7 割を超えてございます。利用時間では 1 8 時までの利用者が 4 2. 1 % と最も多くなっております。児童からの感想としましては、A 登録と同様、9 割以上が居心地のよさを感じてございまして、「楽しい」と回答いただいております。自由意見では、B 登録の定員拡大や夏休み期間中のお弁当づくりの負担軽減のため仕出し弁当の提供を求めるもの、さらには「4 年生以上も利用できるようにしてほしい」などの要望をいただいております。

これらを受けまして区の対応でございます。A 登録の活動スペースの

拡大であるとか、B登録の定員拡大についてはハードの整備を行うということになりますので、早急な対応は難しいものの、これまでどおり学校の増改築、大規模改修などの契機を捉えまして施設の有効活用につなげていきたい、このように考えてございます。

また、A登録におけるスポット利用料の支払いにつきましては、本年10月、先月でございますけれども、口座振替を導入しまして利便性の向上を図ってございます。

恐れ入ります、2ページを御覧願います。A登録児童におけるおやつ提供の件につきまして、併せて夏休み期間中などの仕出し弁当の提供については、衛生面やアレルギー対応等の課題も残ることから、今後弁当業務の事業者サービスの内容であるとか、他自治体の動向等も踏まえ、工夫できる余地も含めまして注視してまいりたい、このように考えてございます。

4としまして、ただいま説明いたしました項目についてA登録・B登録の対比で御覧いただけるよう表としてまとめてございます。

また、3ページ以降には参考としましてアンケート実施の集計結果をつけてございますので、後ほど御参照いただければと思います。

報告は以上になります。

本 多 教 育 長      本件について、質疑願います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長      では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項9 第三次江東区こども読書活動推進計画（素案）についてを説明願います。

棚瀬江東図書館長      それでは、第三次江東区こども読書活動推進計画（素案）につきまして御報告いたします。

令和3年9月3日開催の第9回定例会において本計画の骨子案をお示しし、全体目標や対象別目標、新たに成果指標を設定することなどについて御報告いたしました。今回は素案がまとまりましたので、御報告させていただきます。

資料10-1を御覧ください。1の検討状況ですが、素案の策定に当たり、こどもの読書についてのアンケートや、幼稚園や学校、子育て支援施設等へのヒアリングを実施するとともに、関係部課長及び小中学校、幼稚園の校長から成る策定委員会をこれまで3回開催いたしました。

いただいた御意見を踏まえ、策定委員会にて検討を進め、作成したものが資料10-2の第三次江東区こども読書活動推進計画の素案となります。本日はその概要について資料で御説明させていただきます。

恐れ入ります、資料10-2を御覧ください。

表紙を1枚おめくりいただき、目次を御覧ください。素案につきまして

ては4章と資料から成る構成としており、第1章は「こどもの読書活動を取り巻く動き」、第2条は「江東区が目指すこどもの読書のかたち」、第3章は「各対象の計画概要と主な取り組み」、第4章は「施策一覧」となっております。

では、第1章より順に御説明させていただきます。

1 ページ目は第1章の扉となりますので、1枚おめくりいただきまして、2 ページを御覧ください。

「1 江東区こども読書活動推進計画とは」と題しまして、まずは本計画の概要を記載しており、策定の背景や本計画の位置づけについてお示ししております。

3 ページは「国及び東京都の動き」として国及び都の動向を、1枚おめくりいただきまして、4 ページは「江東区の現状」として第二次計画策定後の本区の読書活動を取り巻く動きについて記載しております。

5 ページでは「今後の課題」として「読書意欲の向上と読書習慣の形成」と「こどもたちの多様化」について記載しております。年齢が上がるにつれて1か月に1冊以上本を読むこどもの割合が低くなっていることから、読書への動機づけや継続的な読書活動につなげていく取組が必要であることや、特別な支援を必要とするこどもや日本語を母語としないこどもたちが増加していることから、誰もが読書に親しめる環境を整備していく必要があることについて記載しています。

なお、特別な支援を必要とする児童・生徒への読書活動推進に関する取組については、後ほど御説明する乳幼児、小中学生、高校生等といった各対象別の取組の中にそれぞれの年代に合わせた内容で記載しております。

次のページ、6 ページが第2章の扉となり、7 ページに本計画の全体目標を記載しております。全体目標は「こどもたちが本に親しみ、豊かな未来を生きる力を身に付ける」とし、こどもたちが計画の主役、主体となる目標といたしました。

次に8 ページ、9 ページを御覧ください。

8 ページでは各対象におけるそれぞれの目標を記載しております。乳幼児は「本に親しみ、想像力や心の豊かさを育む」、小中学生は「幅広い読書に取り組み、考える力を養う」、高校生等は「積極的な読書を通して、社会での対応力を身に付ける」としております。

なお、本計画では対象ごとにテーマカラーを設定し、乳幼児は赤色、小中学生はオレンジ色、高校生等については青色とし、どの対象に対する記述が視覚的に分かりやすくするようにいたしました。

9 ページでは本計画における取組の三つの基本方針について記載しております。

10 ページ、11 ページを御覧ください。

10 ページには本計画から新たに進捗管理のために設定した成果指標



について、主要指標及び対象別指標についてそれぞれ記載いたしました。

また、11ページではこれまでのページで御説明してきました全体目標、対象別目標などを整理し、まとめた全体像をお示ししております。

次の12ページが第3章の扉となります。

13ページを御覧ください。

第3章につきましては、13ページ、14ページの乳幼児の項目を例として本章の構成を御説明いたします。

まず、13ページ上段にある赤字で記載の「保護者に働きかけ、家庭での本との触れ合いを支援します」を御覧ください。これは9ページに記載の三つの基本方針のうちの一つ目、「一人一人に寄り添った、読書の質を高める支援」に対応する乳幼児における取組方針となります。

同じく13ページ中段の赤字で記載の「様々な本に触れ、本に対する興味を喚起します」は9ページ基本方針のうちの二つ目の「読書意欲を高める環境の整備」に、14ページ上段赤字の「各施設で読み聞かせ等が実施できる体制を構築します」は9ページの基本方針三つ目の「読書活動推進体制の充実」にそれぞれ対応する乳幼児の取組方針となっております。

また、13ページにお戻りいただきまして、それぞれの取組方針を実現するための具体的な事業のうち主なものを枠で囲った「主な取り組み」に記載しております。

また、14ページの中段には、再掲となりますが、各対象別の成果指標を改めて掲載しております。

15、16ページについては小中学生に向けた計画概要と「主な取り組み」について、17、18ページについては高校生等に向けた計画概要とその「主な取り組み」について記載しております。

次に、19ページが第4章の扉となり、20ページから22ページまでが各対象別に三つの基本方針に沿った具体的な取組施策一覧を掲載しております。

23ページからはそれらの施策一つ一つについてその内容や担当課等について詳細を記載しております。

23ページの上段、「施策内容の見方」を御覧ください。表の最上段の施策名が20ページから22ページの各項目と対応しており、その下の施策内容に当該施策の具体的な内容を記載しております。また、その下の担当課として事業の主体となる所管課を、他の部署と連携して取組を行う場合は関係課にその課を記載しております。また、表の右上に「新規」と記載のあるものについては、第二次計画には記載がなく、第三次計画で新たに記載するものについて「新規」としております。そのため、「新規」と記載のあるものの中には既に実施済みのものも含まれております。

23ページから38ページについては対象ごとに具体的な施策一覧を

記載しているところです。

次に39ページをお開きください。39ページが資料の扉、40ページが本計画の策定に当たり実施した「こどもの読書についてのアンケート」の概要となっております。

調査結果につきましては、本計画とは別冊とし、40ページの最下段にあるとおり、URL等を記載し、詳細を確認できるようにいたします。本日は参考資料2として添付しておりますので、後ほど御確認ください。

また、41ページから44ページについては、昨年度開催した「これからの図書館サービスとこども読書活動のあり方の検討結果」を、45から47ページには本計画策定委員会の設置要領等について掲載しております。

以上、駆け足ではございますが、素案の説明については以上となります。

恐れ入ります、資料10-1にお戻りください。

資料10-1、2番、今後のスケジュールを御覧ください。この後、12月11日号の区報にて区民意見募集を実施し、第4回策定委員会で最終案を取りまとめ、2月の教育委員会及び3月の文教委員会に最終案を報告する予定でございます。

なお、参考資料3として本計画の概要版を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

本件の報告は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について、質疑願います。

鈴 木 委 員      住吉に開設予定の江東区のこどもプラザ、非常に期待している、4年度開設楽しみにしております。

3点ほどなんですけれども、この図書館の特徴、こどもから大人まで楽しめるということですが、ほかにないよという、こういうところがありますという特徴と、それから、開業イベントみたいなものとか、PRみたいなものは何か考えていらっしゃるかということ。もう1点、旧こどもとしょかん、白河の跡地はどのように使われていく考えなのか、その3点です。

棚瀬江東図書館長      こどもプラザ図書館についてお答えさせていただきます。

1点目のこどもプラザ図書館の特徴といたしましては、やはり子ども家庭支援センターと一体的な施設ということで、これまでは図書館だけといった施設だったんですけれども、子ども家庭支援センターと複合することによってそれぞれのよさをいかしたイベント等が実施していけるということで考えております。

また、これまでの白河こどもとしょかんでは小学校の高学年までの本

を中心にそろえておりましたが、こどもプラザ図書館については中高生向けの本も充実させまして、幅広くこどもと言われる年齢の方に使っていただくこともできます。

また、共有スペースといたしましては音楽室ですとか多目的スペースもそなえつける予定ですので、そういったスペースも使いまして、図書館だけにとどまらないイベント等も実施していけたらということで考えております。

2点目としまして、オープニングイベントなんでもございますが、こちらについては指定管理者も含めまして現在調整中というところでございます。せっかく新しくできる施設ということで、地域の方にも広く知っていただきたいというところで今後詳細については詰めていきたいということで考えております。

3点目の白河こどもとしょかんの跡地についてなんですが、こちらは元加賀小学校の方の収容対策に活用するというで聞いております。

以上となります。

半田学校施設課長 元加賀小学校に併設しております白河こどもとしょかんについてお答えいたします。

長期計画の主要事業にも定められておりますが、今年度改修に向けての設計を進めております。来年度工事を行いまして、元加賀小学校に移行するという計画にしております。

鈴木委員 よろしいですか。

一つ、豊洲もそうだと思うんですけども、他区もそうだけれども、飲食スペースみたいなものが図書館に結構あるんです。そういったものというのはお考えになっているかということ。

それから、今の元加賀小の件ですけども、普通教室として活用するのか確認します。

棚瀬江東図書館長 こどもプラザ図書館の飲食の件についてお答えします。

1階に地域交流スペースというスペースを設けまして、地域の大人の方も含めて皆さんで使っていただけるスペースを御用意する予定です。その中では飲食可能なスペースも設置する予定で現在準備を進めているところです。

また、既存の図書館も含めてなんですが、図書館ではペットボトルのような蓋つきの飲み物であれば図書館内でも御利用いただくことが可能ですので、ゆったりと図書館でそういったところを使って過ごしていただければと思います。

半田学校施設課長 白河こどもとしょかんの跡地の改修内容でございますけれども、元加

賀小学校自体の改修も含めて設計を進めておりますので、教室だけじゃなくて、職員室が手狭であったりとか、それから、給食室もかなり小さいということで、そういったものを、全体を総合的に設計を進めておりますので、まだ確定しておりませんが、教室ではないものになると考えております。

本 多 教 育 長      ほかいかがでしょうか。

進 藤 委 員      本の件なんですけれども、貸出しの数によって統計されると思うんですが、非常に予約が多い、私が何度入れても予約何十人待ちなんていうのがありまして、そういうのは非常に時期的なものだと思うんですが、その年代のこどもたちがその本が読みたいという状況が生まれるんですけれども、なかなか手に入らないという状況も生まれてくるので、蔵書を増やすのかとか、その辺はどのような形で決めていくのかということ。

もう1点は、図鑑や何か、高額なものになりますので、本屋さんで買うというわけにいかないの、図書館でということが多いと思うんです。ただ、学校の図書室と重複するようなこともあるかと思うので、その辺のことはどのように考えていらっしゃるのかということ。

あと、私は東陽図書館しかほとんど行かないんですけれども、一番最初からあるような図鑑、相当ぼろぼろになっているような図鑑なんかもあるので、その辺の新旧の見極め方はどのようにしているのかお聞きしたいと思います。

棚瀬江東図書館長      予約が多い本につきましては各館で複数冊購入する場合もございます。ただ、予約が多いものばかり本を買ってしまうと、資料費は限られておりますので、幅広く図書をそろえるという観点からある程度の数で複数冊持つという形で対応させていただいております。

2点目の図鑑につきましてなんですが、学校図書館との重複というところがございしますが、蔵書数としましては区立図書館のほうが圧倒的に多い部分もございますので、どちらかというと学校にないものを団体貸出などで図書館から貸出しを行っているといった状況になります。

3点目として、古い図鑑があるということなんです、こちらにつきましては1か月に1回図書資料の除籍作業ということをしておりまして、本の状態ですとか貸出し状況を見まして、新しく入ってくる分当然除籍していかないとはいけませんので、そういった除籍の作業を行っております。その中で状態ですとか貸出し状況を総合的に判断して除く資料というものを決定しているところでございます。

進 藤 委 員      はい、分かりました。

本 多 教 育 長      ほかいかがでしょうか。

本   田   委   員      この資料なんですけれども、来年の2月か3月には一般の人の目に見えるようなところには広く置かれるのでしょうか。

棚瀬江東図書館長      12月11日号区報に掲載して区民意見を募集させていただきますので、まずこの形で一度12月に皆さんに広く見ていただけるように、ホームページ、あと、図書館の窓口等に配置したいということで考えております。

そちらでいただいた御意見を受けまして、最終的に内容を調整しまして、3月にはホームページですとか、また各図書館にも配置するような形で皆さんのお手元に届くようにしたいということで考えております。

本 多 教 育 長      よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

今回第三次江東区こども読書活動推進計画が出ましたけれども、ユニバーサルデザインを意識した部分、それから、「教育推進プラン・江東」の反映というところもあって、非常につくりは整理されているなと思っております。

こどもたちの多様性も踏まえてというところ、先ほどから館長からも説明がありましたけれども、乳幼児、小中学生、高校生という分け方にしながら、それぞれの中に多様性に応じているとか、すごくその視点は大事ななと思っております。そういった特別な、要するに支援が必要なお子さんだけ別掲ではなくて、同じところに一緒に入っているということがこれからの多様性の理解というところでも非常に重要だなと思っております。

1点、13ページからずっと部分部分で赤とか色分けがされているんですけれども、乳幼児、小中学生、高校生等というところは色分けが、字がされていないところもあって、その辺を工夫していただけるといいかなと思いました。

各委員からも様々御意見いただいている中で、図書館は利用者の利便性、区民サービスということがまずやっぱり大事でありますので、先ほど進藤委員からもありましたけれども、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、必要だな、ニーズが高いときにどう提供していくかというところの工夫というの必要なところもあるでしょうし、それから、図鑑の話もありましたが、とても計画としてはすばらしい計画ができていますので、本田委員からもありましたけれども、区民の方に知っていただくことも大事ですし、各学校にきっちりこれをしっかりと理解してもらって、連携していく、そこが僕はすごい重要だなと思っております。

この目標の中にこどもたちが1か月にどれぐらい本を読むかということも一つの指標に上がっていたりとかしているところもありますので、

学校の取組も非常に大事ですし、先ほど資料の中に、参考2にこどもたちの読書のアンケートがありましたけれども、あちらの中に細かいところがたくさん出ていますので、そういったことを踏まえてやっていくこと、それから、また、図鑑のことなんかも本当に、図鑑は書架のスペースも取るし、非常に難しいところも多々あると思うんですが、そういったところも今後デジタル化とか様々そういったことを踏まえて、図書館もどう進化していくかということも非常に重要だと思っております。貴重な御意見をいただきましたので、今後に生かしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本報告を終了いたします。

それでは、協議事項に入ります。協議事項1 令和4年度学校用務業務の委託実施校についてを議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

池田庶務課長 それでは、資料11を御覧ください。区立学校園で実施する用務業務につきましては、区の行財政改革計画ですとか定員適正化計画によりまして、職員の退職や再任用職員の更新が終了となり、欠員が生じても新たな職員の採用は行わず、必要に応じて委託化を進めております。

令和4年度は10名程度再任用の更新終了などにより職員が少なくなる一方で業務水準を確保する必要があるため、新たに南陽小学校、香取小学校、第五砂町幼稚園の3校園について新たに委託を行うことといたします。

今後の予定でございますが、これから公募による事業者から委託する事業者を選定、決定した後、来年4月1日より委託を開始いたします。

私の説明は以上でございます。委員各位におかれましては、御協議の上、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

本多教育長 本案について、質疑願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、お諮りいたします。本案について承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

それでは、以上をもって、令和3年第19回江東区教育委員会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。